

平野区在宅サービスセンター空調システムの更改工事 施工内容提案型公募 仕様書

1 工事名称

平野区在宅サービスセンター空調システムの更改工事

2 実施場所

大阪市平野区平野東2丁目1番30号 平野区在宅サービスセンター全館（1階～4階）

3 工事期間及び工事時間帯

本工事時間帯は、平成31年4月28日（日）～7月15日（月）の午前9時～午後7時とする。ただし、本会事業の実施に支障なきことを前提とする。

4 工事概要

（1）共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）のそれぞれ平成28年度版による。

（2）機器に関する仕様

ア ビル用マルチエアコンのうち、リプレース用機器であること。

イ 既存のビル用マルチエアコンと同等もしくは、それ以上の冷暖房能力を有すること。（添付1参照）

ウ 既存設備と同等の冷房・暖房・除湿・風量調節・風向調節の機能を有すること。

エ 各室内機個々に温度設定及びON-OFFが可能であること。

オ 室内機は、天井埋め込みタイプとする。

カ コントロールユニットは、各空調機を1階事務所にてON-OFF可能な機能を有すること。また、ON-OFFの状態がモニターに表示されること。

（3）機器の設置に関する仕様

ア 室内機取り付け部周辺

室内機交換後も天井の美観を損ねないように施工すること。

イ 騒音及び防振

室外機の騒音レベルは、敷地境界で50デシベル未満とすること。

防振対策を十分に施すこと。

ウ 既存の冷媒配管及び配線等を活用し、可能なかぎりコストダウンを図り、工期を短縮すること。

エ その他

必要な工事を安全かつ適切に施工するとともに工事範囲及びその周辺を養生版、ビニールシート等の適切な方法で騒音、振動等にも配慮し養生、施工すること。

5 一般共通事項

(1) 事故または騒音等の防止

工事の際、人や器物にかかわる事故または騒音等の防止に最大限注意し、その作業員・警備員等を適切に配置することを含め必要な措置をとるとともに、発注者が必要と認め指示した場合には、隣接建物、道路その他に対し適切な養生管理や措置を行うこと。

万一、人や器物などに被害損傷を与えた場合は、発注者に報告のうえ、速やかに適切な措置を行い、その責任はすべて受注者が負担すること。

(2) 疑義

仕様書及び決定した施工内容などに相違ある場合または疑義が生じた場合は、すべて発注者と協議し、発注者の指示に従い施工すること。また、その際の費用については、軽微なものは受注者の負担とする。

(3) 届出書

受注者は、契約の履行にあたって暴力団員等から妨害または不当な要求を受けた場合には、警察署への届出及び発注者への報告をすみやかに行うこと。また、受注者の下請け業者等が暴力団員等から妨害または不当な要求を受けた場合も同様とする。

(4) 官公署その他への手続き

業務の施工に必要な官公署その他への手続きは、遅滞なく行うこと。諸手続きに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(5) 再委託の原則禁止

受注者は、この契約の履行について、業務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、受注者が委託または請け負わせようとする請負人の名称、業務内容、その他発注者が必要とする事項を書面で発注者に通知し、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(6) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(7) 現場作業員

現場作業員は、会社名入り腕章または氏名を記載した名札等を必ず着用すること。もしくは、本人の確認ができるものを速やかに提示することができるようにすること。

(8) 軽微な事項に対する費用負担

仕様書等に記載されていない事項であっても、発注者が当然必要と認める軽微な事項については、その材料及び作業に要する一切の費用を受注者が負担すること。

(9) 事前調査

受注者は、詳細に事前調査を行った後、施設管理者と十分な打合せを行い、施設等の設備や近隣に支障をきたさないように配慮すること。

(10) 現場内の整頓

受注者は、現場内を常に整頓し、他に支障を与えないようにすること。

(11) 作業の開始及び終了

受注者は、作業開始及び終了時に必ず施設管理者に連絡を行うこと。

(12) 工程

多くの来場者がある施設のため、施工可能な日時については、監督職員及び施設管理者との協議を行うこと。

(13) その他

- ア 本工事用電力、用水は業務に支障のない範囲で認める。
- イ 本工事に必要な資材・工具類はすべて受注者で準備すること。
- ウ 本工事で生じた廃材は、受注者が適切に処分すること。

6 維持管理費用の明記

本工事完了後、年間に必要な維持管理費用及び内訳を明記すること。

- ・年1回のフィルター掃除
- ・冷暖房シーズン前の点検
- ・年2回の目視点検（シーズン前点検とは別）

7 検査

業務完了後は、関係係員立ち合いのうえ、所定の検査を受け、不備と認められた箇所については速やかに手直しを行うこと。

8 提出物 着工届・完了届

9 更改工事に関する保証

少なくとも検収後1年間は、機器または工事に瑕疵がある場合は、無償にて交換または修繕を行うこと。